

ご契約者さま、過去にご契約いただいていた皆さま

ペットベスト少額短期保険株式会社

事業譲渡及び保険契約の包括移転、保険金のお支払いに関する重要なお知らせ

当社は、アフラック生命保険株式会社が新規に設立した子会社「アフラックペット少額短期準備株式会社」(以下「新会社」といいます)と事業譲渡及び保険契約の包括移転契約を締結し、**2023年1月31日(予定日、以下「移転日」といいます)**をもって、新会社に少額短期保険事業の譲渡及び保険契約の全部の移転(以下、本書面では上記の手続きを総称して「クロージング」と表記します)をすることとなりましたのでお知らせいたします。

■主な内容

1. 移転日(※1)において有効なすべての保険契約は当社から新会社に移転します。
2. 移転日の前日までに補償対象である保険事故(ペット傷病、疾病等)が発生し、当社への保険金請求権が発生しているご契約者さまに対して、新会社から保険金をお支払いします(移転日時点で保険契約を解約済みの方も含まれます(※2))。ただし、移転日から50日が経過する日まで(当日消印有効)に書面で請求を受けたものに限りです。また、お支払金額は、当社で実施する査定によって決定した金額となります。また、解約返戻金等の支払いを留保しているご契約者さまについても、新会社から解約返戻金等をお支払いします。
3. お客様の個人情報はすべて新会社に移管されます。
4. 当社は、システムトラブルにより2022年10月分以降の保険料をご契約者さまにご請求できておりませんが、当社はかかる未収分の保険料に関する債権も新会社に譲渡しますので、後日、新会社からご契約者さま宛に当該未収分の保険料のご請求をさせていただきます予定です。

※1 移転日は、2023年1月31日を予定しておりますが、延期・変更となる場合があります。

※2 保険金のお支払いは、クロージング後、事務手続が完了次第、新会社において実施されることとなります。現状の見込みでは、2023年2~4月頃に予定されております。対象の皆さまには、個別にご連絡いたします。

なお、クロージングの実施には以下の条件を満たす必要がありますため、ご契約者さまごとの状況に応じた取り扱いの該当事項をご確認いただきますようお願い申し上げます。

■クロージング実施の条件

- 保険業法251条3項・137条1項の規定に基づく保険契約者への公告が実施され、契約者の5分1以上の反対がないこと
- 関東財務局の各種認可、包括移転にかかる裁判所の代替許可等、主要な事業上の契約の解決等が満たされたと判断されること

■ご確認いただきたい事項

- 移転日時点で契約が有効である予定のご契約者さま …… A (本頁をご確認ください)
- 以下に該当するご契約者さま (解約済みの方を含む) …… B (次頁をご確認ください)
 - (ア) 保険金を請求している
 - (イ) 保険事故 (ペット傷病、疾病等) が発生しているが、保険金を請求していない
 - (ウ) 過去にご契約が終了している

【A】移転日時点で契約が有効である予定のご契約者さま

当社は、新会社に対し、移転日時点で有効な保険契約の全部を包括的に移転いたします。下記に保険業法で定められている通知内容 (契約の要旨等) を記載しておりますので、ご確認の上、本契約の移転に異議ある方は、下記に定める方法にて当社までお知らせください。なお、異議を述べることができるのは、有効な保険契約をお持ちの方だけであり、保険契約が終了している方は含まれませんので、ご注意ください。 異議のない方は、特に何らのお申し出をしていただく必要はございません。

■契約の要旨 (保険業法 137 条 1 項)

- 新会社は移転日において有効なすべての保険契約の承継をします。
- 保険事故 (ペット傷病、疾病等) がすでに発生しているご契約者さまに対しては、移転後の新会社が現状の約款に則して、保険金を支払います。
- 当社が未収となっている保険料 (ご契約者さまからいただく保険料のうち、収受未了のもの) の債権も新会社に移転されます。
- お客様の個人情報はすべて新会社に移管されます。

<移転の効力発生条件>

- 保険業法 251 条 3 項・137 条 1 項の規定に基づく保険契約者への公告が実施され、契約者の 5 分 1 以上の反対がないこと
- 関東財務局の各種認可、包括移転にかかる裁判所の代替許可等、主要な事業上の契約の解決等が満たされたと判断されること

■本契約の移転に異議をお申出される方の意思表示の方法

- 官製ハガキに、①保険証券番号、②住所、③氏名、④日中の連絡先、⑤ペット名、⑥本件包括移転に異議がある旨及び⑦異議を述べたにもかかわらず本件包括移転が実施されることとなった場合の解約希望の有無をお書き添えのうえ、当社までお送りください。なお、異議申立期限は当社 HP にて公表しておりますので、ご覧ください。異議のない方は、お手続きの必要はございません。

異議お申出の送付先住所：〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル 1 階
ペットベスト少額短期保険株式会社 包括移転係

【B】以下に該当するご契約者さま（解約済みの方を含む）

- (ア) 保険金を請求している
- (イ) 保険事故（ペット傷病、疾病等）が発生しているが、保険金を請求していない
- (ウ) 過去にご契約が終了している

(ア) 保険金を請求している に該当する方

既に保険金を当社にご請求（取り下げされたご請求は含まれません）いただいた方につきましては、当社規定に基づく査定を実施したうえで、新会社から保険金をお支払いいたします。特に必要な手続きはございませんが、当社または新会社より請求の内容についてお問い合わせをさせていただくことがございますので、ご了承ください。

保険金支払の時期につきましては、新会社にて2023年2～4月頃を予定しています。なお、お支払い時点で過去の保険料が未払状態となっている方につきましては、当該未払保険料額を差し引いた保険金をお支払いすることを予定しております。

(イ) 保険事故（ペット傷病、疾病等）が発生しているが、保険金を請求していない に該当する方

ペットの入院、傷害等、保険事故が発生しているご契約者さま（解約済みの方を含む）は、移転日から50日が経過する日（以下「請求締切日」といいます）までに当社または新会社に当社所定の保険金請求書を郵送することにより、保険金のご請求をしていただく必要がございます。**請求締切日までに保険金請求書が届かない場合には、新会社はその債務を引き受けず、新会社から保険金をお支払いすることはできませんので、十分にご注意ください。**

なお、現時点でクロージングは**2023年1月31日を予定しており、50日後の2023年3月22日（当日消印有効）が請求締切日となります。**移転日は変更される可能性もありますので、請求の際には保険管理人による情報提供サイト（<https://petsbest-special.jp/>）を参照頂くようお願い申し上げます。

- 保険金請求書

保険金請求書は、当社ホームページまたは保険管理人による情報提供サイトからダウンロードできます。

- 請求方法

請求は郵送でのみ可能です。電話での請求は無効となりますのでご注意ください。

- 請求先

移転日までは当社、移転日以降は新会社となりますが、当社と新会社にて情報の共有はいたしますので、請求日が移転日に近接する場合には、どちらにお送りいただいても差し支えございません。なお、新会社の請求先は準備が完了次第、保険管理人による情報提供サイトにてお知らせいたします。

請求先（当社）住所：〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル 1F
ペットベスト少額短期保険株式会社 保険金請求係

(ウ)過去にご契約が終了している に該当する方

事業譲渡に伴う契約のメンテナンスのため、お客さまの情報は新会社に移管されます。ご契約が終了していても、保険請求の時効（行使することができる時から3年）にかからない場合、上記（イ）のお客さま同様、請求締切日（移転日から50日が経過する日）までに請求していただく必要がございます。保険事故（ペット傷病、疾病等）が発生した場合には必ず、請求締切日までにご請求をいただくようお願い申し上げます。

■よくあるご質問

● 新会社はどのような会社ですか？

アフラック生命保険株式会社の子会社であるアフラックペット少額短期準備株式会社となります。今後、少額短期保険業者登録を受けることにより、アフラックグループの一員として、ペット保険の提供をまいります。

● 有効契約があるのですが、何をすればよいですか？

新会社に対し、移転日時点で有効な保険契約の全部を包括的に移転することについて、移転に異議をお申出される方は、3頁に記載されている方法で、お知らせください。異議のない方は、お手続きの必要はございません。

● 加入している保険契約は、現時点では保険期間中であるものの、移転日までに保険期間が満了します。移転の対象となりますか？

当社は、11月30日以降に保険期間を満了するご契約については契約更新を再開しているため、今後、移転日までに保険期間が満了する場合であっても、お客さまから更新しない旨のお申出がない限り、保険契約は自動で更新されることとなります。そのため、移転日までに他に保険契約の終了事由が生じない限りは、移転の対象となります。

● 複数のお知らせが届いたのですが、なぜですか？

複数ご契約いただいている場合は、ご契約ごとに本お知らせをご案内しております。

● 保険金の請求手続きは完了しているのですが、まだ支払われていません。何をすればよいですか？

特にお手続きしていただくことはございません。当社規定に基づく査定を実施したうえで、新会社から保険金をお支払いいたします。当社または新会社より請求の内容についてお問い合わせをさせていただくことがございますので、予めご了承ください。

- **ペットが入院したのですが、まだ保険金を請求していません。何をすればよいですか？**

移転日時点で保険契約が終了しているご契約者さまは、請求締切日までに当社または新会社に当社所定の保険金請求書を郵送することにより、ご請求いただく必要がございます。請求締切日までに保険金請求書によるご請求が届かない場合には、新会社はその債務を引き受けず、新会社から保険金をお支払いすることはできませんので、十分にご注意ください。請求方法については、4-5 頁をご覧ください。

なお、移転日時点で保険契約が有効なご契約者さまは、通常どおり、新会社に対して、保険請求の時効（行使することができる時から 3 年）が経過するまでの間、ご請求が可能です。

- **過去に契約していて、保険金の請求もしてないのですが、個人情報新会社に移管されるのでしょうか？**

事業譲渡に伴う契約のメンテナンスのため、お客さまの情報は新会社に移管されます。

- **2022 年 10 月以降の保険料が引き落としされていません。どうなりますか？**

当社のシステムトラブルにより 2022 年 10 月分以降の保険料をご契約者さまにご請求できておりません。当社はかかる未収分の保険料に関する債権も新会社に譲渡しますので、後日、新会社からご契約者さま宛に当該未収分の保険料のご請求をさせていただく予定です。

- **すでに保険契約が更新されず終了した場合や、保険契約を解約した場合、保険契約について遡及して更新することや、解約を取り消した上で、新会社への移転の対象としてもらうことはできますか？**

申し訳ございませんが、遡及して更新すること、また解約の取り消しとすることはできません。

- **ペットが既に亡くなっているのですが、まだ連絡していませんでした。何をすればいいですか？**

お辛い中、ご連絡を差し上げて申し訳ございません。お客さまには失効返戻金が発生している可能性がございますので、当社または新会社にお電話にてご連絡のうえ、請求締切日までに契約解除届をご送付ください。なお、請求締切日までに契約解除届をご送付いただけない場合は、新会社から失効返戻金の支払を受けられませんので、ご了承ください。

- **返戻金（解約返戻金・失効返戻金）が発生している場合、いつ、どのように受け取れますか？また受取りに当たり、手続や条件はありますか？**

返戻金（解約返戻金・失効返戻金）について、新会社から 2023 年 2 月～4 月頃にお支払させていただく予定です。ただし、新会社からの支払を受けるには、請求締切日までに当社または新会社に契約解除届をご送付いただく必要があります。なお、既に契約解除届をご送付済みの場合は、あらためてお手続きしていただく必要はありません。

- **本件に関わる最新情報は何を見ればよいですか？**

最新の情報は、特設 WEB サイト（保険管理人による情報提供サイト）<https://petsbest-special.jp/> をご覧頂くようお願いいたします。

なお、本件に関するお問い合わせは、当社フリーダイヤル 0120-744-125（受付時間 平日 9：00～17：00）でも承っております。当面の間、電話が繋がりにくい状況が予想されますので、当社の最新の業務状況については、上記特設 WEB サイトもあわせてご確認くださいませようお願い申し上げます。

以上